

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	がん検診対象者からの問合せ対応業務委託について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 健康部 健康推進課 健診係）

事業の概要

事業名	がん検診
担当課	健康推進課
目的	がん検診対象者からの問合せ対応業務の効率化のため
対象者	年度末年齢74歳以下健（検）診票一斉発送のがん検診対象者
事業内容	<p>下記の業務を、特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析委託と同時実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・74歳以下の特定健康診査・がん検診対象者（がん検診のみの対象者を含む）に対して、健（検）診票を一斉発送する際、発送用封筒に特定健康診査のコールセンター電話番号を記載するため、がん検診対象者からの問い合わせが想定される。 <p><対象予定数></p> <ul style="list-style-type: none">・一斉発送予定者数 21,000人・問合せ業務予定対象者数 1,300人

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 がん検診対象者からの問合せ対応業務委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	がん検診
委託先	プロポーザル等により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 ・問合せ対応 郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、希望するがん検診の種類
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電子的媒体
委託理由	74歳以下健(検)診票一斉発送のがん検診対象者からの問合せが大量に見込まれるため、事務の効率化から、外部委託が必要である。
委託の内容	74歳以下健(検)診票一斉発送のがん検診対象者(発送用封筒にコールセンターの電話番号を記載)からの問合せ対応業務(検診票再発行及び追加希望の有無、制度利用案内)
委託の開始時期及び期限	平成24年4月から以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 収集した情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、ファイルサーバーへのアクセスの個人毎の制限等

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。